

産業振興拠点を活用する事業共同体に係る基本方針について

I C T・コンテンツを活用し関連産業の集積や新事業の創出等を通じて区内産業振興を促進する産業振興拠点を開設するに当たり、これの活用等を担う事業共同体について、中野区 I C T・コンテンツ産業振興協議会の意見等を踏まえ、次のとおり、基本方針を定める。

1 事業共同体の位置づけ等

区が結成を呼びかける事業共同体は、区が開設する産業振興拠点を活用・運営し、その目的達成のために必要・効果的なサービス等を、民間事業活動として企画・実施等する民間の事業体である。

同時に、事業共同体は、I C T・コンテンツを活用した産業振興に係る区の施策に協力することを通じて、区と連携・協働して区内産業振興を促進する役割を担うものである。

2 事業共同体の事業

産業振興拠点の目的達成等に必要・効果的な事業として、以下を基本とするものとする。実施の規模や時期、方法、経費負担等これらの具体化については、事業共同体を結成する事業者等で協議して決定し、区の了承を得るものとする。

① 自主事業

- ・事業者等の情報交換・交流の場の形成と運営
- ・事業創出をサポートするコーディネート・コンサルティングの提供
- ・法務・財務・会計・資金・技術・人材面等に係る専門サポートの提供
- ・I C T・コンテンツに関する相談、ソリューション（解決策）の提供
- ・セミナーほかイベント等の企画・実施
- ・産学公連携の推進
- ・拠点の宣伝・P R
- ・その他、拠点の目的に抵触しない範囲での自主（収益）事業（等）

② 区の施策の受託実施等

- ・区の I C T・コンテンツに係る施策立案等に係る調査研究等の受託
- ・区の施策・制度等に係る運用受託・活用（等）

③ その他

- ・施設の一部運用事業（産業振興拠点の目的達成に資するための転貸やスペースの有償使用に係る事業）（等）

※ 以上の事業から得られる収入によって、必要経費（区へ支払う当該拠点の賃料（約1,400万円／年）等も含む）を賄うものとする。

3 事業共同体の構成員と組織形態

事業共同体の構成員には、ICT・コンテンツの技術・ノウハウをもつ事業者・研究機関等を始め、コンサルタントや弁護士等の専門家、金融機関、教育機関等、サービス等を分担し提供できる事業者等を求めるものとする。ただし、一部の事業等については、外部委託や協力提携先等により提供することができるものとする。

また、サービス利用者が他の利用者への解決策の提供や取引先等となる事業想定であることから、利用者が順次事業共同体の会員となれる組織形態等が望ましい。これに相応しい法人として、一般社団法人若しくはNPO法人を基本とすることとする。

4 事業共同体の結成に係る公募の実施等

区は、事業共同体の結成希望者を公募する。

区に選考された事業者等が発起人となって設立準備を開始する。事業共同体の目的を始め、会員資格、会費、組織等について定款等にまとめるほか、事業計画や資金計画、役員人事等について協議して決め、区の下承を経て、設立登記する。この段階で参加の最終意思を確認する。

区との協定等を締結の後、内装・初度調弁等の準備を経て、当該拠点の運営を開始する。

5 スケジュール目途

平成25年	1月下旬	公募要領の決定、公募開始
	2月下旬	公募締め切り・選考、設立準備開始
	5月下旬	定款、事業計画等の区への報告・承認
	6月	事業共同体の設立
		区と事業共同体との事業協定・賃貸借契約の締結
	7月	産業振興拠点開設

6 参考

ICT・コンテンツ産業振興協議会の意見取りまとめ（別添のとおり）

ICT・コンテンツを活用した産業振興策に係る意見取りまとめ

2012年12月3日

中野区ICT・コンテンツ産業振興協議会

はじめに

当協議会は、平成24年8月の初会合以来、ICT・コンテンツを活用した中野区内の産業振興策について、ワーキンググループを設置し、また、関係事業者のヒアリングも行うなど、当初予定を上回る8回の協議を重ねてきた。ここに至って、当面の協議テーマとした産業振興拠点及びその活用主体と予定する民間事業共同体のあり方について、大よそ協議が整ってきたので、これまでの議論について以下の通りとりまとめる。

中野区にあっては、これを充分念頭におかれて、商工団体を始め教育研究機関等と産学公連携体制を構築しつつ、産業振興拠点及び事業共同体に係る施策の推進を図っていただくことを望むものである。

I ICT・コンテンツを活用した産業振興策について

ソーシャルメディアなどに関する報道等でも明らかなように、ICT（情報通信技術）やコンテンツ（アニメ・漫画・ゲームなどの画像や音声・文字等による情報の内容）は、様々な産業において活用され、新しい事業やビジネスモデル等の創出を加速する可能性を秘めている。それほどに、現在では、コンテンツという生産要素が経済活動に深く関わっており、その伝達や処理に関する機能や技術の変化が大きな影響を持つようになっている。そうした技術（ICT）がイノベーション（革新）の原動力となって、あらゆる産業における画期的な発展や活力が導き出されていくこととなる。

区の産業振興ビジョンでは、都心に近いといった中野区の地理的特性やサブカルチャーに象徴されるコンテンツ集積のイメージ等を活かし得るICT・コンテンツを活用した産業振興を掲げている。これまで中野は、「住宅都市」というイメージが強く、不動産業が比較的多く飲食・小売業が区内全産業の3割を占めるほかに際立った産業集積はなかったが、ICT・コンテンツへの着目は、区内産業発展に資する一つのインパクトを秘めたものであろう。中野四季の都市に新たなオフィスビルや大学キャンパスが開設され、行き交う人や新たな店舗も増えてくるなど、まちが大きく変革していくこの時機を捉えた取り組みとして、大きな意義があるものとする。

一方で、特に変化の速いICT・コンテンツ関連産業にあって、有効な振

興策は、民間事業者の市場における行動原理を十分に踏まえたものでなくてはならない。また、先端的先駆的な技術開発やチャンスを見逃さないアイデアの実現化など、交通至便な活動拠点を中心に情報の共有や協働を目的とした産業界や研究機関などとの連携も十分に配慮されなくてはならない。

以上を踏まえ、ICT・コンテンツを活用した産業振興に向けて区として行うべきことは、知的財産の活用や人材の供給確保、産学公連携の促進などに向け、関係各方面での取り組みを進めるための基盤となる仕組みや制度の構築等であると考ええる。

Ⅱ 産業振興拠点とその活用事業者について

以上の視点を持ちつつ、個別の施策である産業振興拠点とその活用主体としての民間による事業共同体について協議を行ってきた。これについては、以下の通りである。

1 中野区産業振興拠点について

区は、本拠点について、ICT・コンテンツ関連産業の集積・創出等の促進、並びに、ICT・コンテンツを活用した産業振興の促進を図ることを目的とするとし、ICT・コンテンツを活用した新たな事業・サービスの創造・創出等の促進、及び、ICT・コンテンツを活用した事業拡大等のために、できるだけ多様な組織の連携を通じて区内事業者等の集積・活動ができる機能の発揮をさせるものとした。

さらに、本拠点の活用方針として、区内のICT・コンテンツを活用する事業者等を中心に事業共同体を結成し、そこに本拠点を貸与し、実際の事業展開および本拠点の運営を任せ、民間活力を活用するとした。

これらについては、上のⅠの観点に照らしても妥当なものと考えられる。

また、本拠点は、公の施設等いわゆる区立施設とはせず、民間オフィスの賃借権を元に、事業共同体に貸与（転貸）するスキームであるとの位置づけである。

Ⅰで述べたとおり、ICT・コンテンツの産業領域の変化は特に速く激しいものであることに鑑みれば、迅速果敢な経営判断や事業展開が不可欠である。しかしながら公の施設等の位置づけでは自ずと民間活動に対する制約が強くならざるを得ない。

よって、ICT・コンテンツを活用した産業振興という行政目的の大枠の中にありながらも、区が直接ここで事業施策を展開する拠点ではなく、活動に自由度を適切に担保できる民間主体の活動拠点であるとの位置づけが適当と思われる。

2 行政の役割

本拠点の事業は、民間と公共とが連携して行うべき公民協働事業であると捉えられる。

従って、区としても、産業振興ビジョンで示した、ICT・コンテンツを活用した産業振興を図るための様々な事業施策や制度構築を進め、その実施や運用に当たって事業共同体と連携して取り組むことによって、行政目標を効果的に達成できるものとする。

3 事業共同体について

(1) 事業共同体の事業

事業共同体は、上のおりの活用方針によれば、民間の団体（法人）となり、その設立の目的や扱う事業等については、法令等の範囲内であれば、基本的に構成員の自由意思によるべきものである。しかしながら、区が開設する本拠点の目的は、あくまで区内産業振興の促進にある。

この点から、事業共同体に対して、本拠点の目的等の達成に必要なし有効と思われる以下のような事業の実施を求める必要があるだろう。

なお、これらの事業は、その目的から、公共性公益性に十分に配慮したものでなければならない。

① 区の産業振興施策の受託・実施等

本拠点の目的等に照らせば、ICT・コンテンツを活用した産業振興のための区の事業は本拠点を通じて実施されることが趣旨に適うものと思われる。区から事業を受託して利用者へのサービスとして一体的に提供することや、施策の立案に係る調査・研究の受託等を通じて区の産業振興施策に協力するといった事業が位置づけられるべきであろう。

具体的には、ICT・コンテンツの活用に関する区の補助制度や融資の受付・紹介等を始め、特区制度や地域情報化等に係る調査・研究、システム開発のコーディネート等が候補として考えられる。

② 事業者の交流促進の場の形成とコンサルティング等

変化の速いICT・コンテンツの世界では最先端の情報収集が重要であり、また、その情報からビジネスの可能性やアイデアを発掘し練上げていくこと、そして、必要に応じて適切なビジネスパートナーを見つけることが肝要となってくる。インターネット上だけでなく実際に会って情報交換や人脈拡大等を行え、時に商談等へと発展させていける「場」が形成され機能している必要があるだろう。

場の提供と併せて、業界情報に通じ人材や企業等の人脈をもち、アイデアの練上げなどのサポート（支援）や必要なパートナー等のマッチングやコーディネートが提供でき、あるいは実業化に向けたコンサルタントができる人材・事業者によるサービス（ないしそうした事業者を紹介できるサービス）が同時に提供されることが、事業の創発等を促進するためには効果的と考えられる。

付随的な事業としては、顧客の課題やニーズ、売りたい技術やノウハウ等のデータや、業界情報等に係るデータベースの構築運用等も効率的なサービス提供を支えるものと思われる。また、そうしたウェブサイト等を通じた顧客・事業者等の情報発信のサービスも考えられるだろう。

③ 専門的支援サービス

実際に実業化していく過程では、事業計画の策定や資金の手当て、人材の採用や育成、提携先との契約など、法務、税務、会計、情報通信技術、資金面等々での様々な専門的なサポートが必要となる場面が想定される。こうした専門家による相談や業務代行などのサービス提供も必要である。

これらの専門サポートは、事業共同体の構成員自身ないしはそのネットワークによって、あるいは、事業共同体の外部に協力先や提携先等を構築することによって、ワンストップでサービス提供できるようにするべきである。

④ その他（イベント、産学公連携の推進事業）

セミナーや商談会等の企画・開催等、顧客のニーズを満たすと同時に、本拠点そのものをPR・発信するイベント等の事業も必要である。

また、以上全般を通じて、区内商工団体を始め、大学や専門学校（特にICT・コンテンツ系やクリエイター養成等の学部学科）、インキュベーション施設など各関係機関等による産学公連携を推進することが求められる。

※ なお、以上の一体的な提供により、事業の創出等に必要なサービス等が総合的に一貫して提供される拠点として機能することが望ましい。また、事業共同体のサービス提供を分担する事業者等が、顧客の求めに応じて、引き続き自社のサービスを提供できるようなサービス展開も可とする配慮も必要と思われる。

(2) 財源・収入の想定

事業に要する経費（本拠点の賃料等の維持管理経費を含む）は、以下により確保できるようにすべきである。なお、十分に収入見込みを検討した上で、事業の規模や時期等について段階的に拡大するなどの計画にすべきことは言うまでもない。

- ・会費
- ・拠点の一部運用収入（転貸等）
- ・サービス利用料・成功報酬
- ・ICT・コンテンツを活用した産業施策に係る区からの委託料収入（等）

(3) 事業共同体の構成員

多様な専門サポートやコンサルティング等の提供が、ICT・コンテンツを活用した産業振興を促進するための事業共同体には欠かせない。従って、この構成員としては、ICT・コンテンツ事業者のほか各産業の事業者（営利団体）をはじめ、いわゆる士業などの専門職や金融機関、教育・研究機関等がそろっていることが望ましい。

本拠点のスタート時点では全てのサービスを一斉に開始しなくともよいが、少なくともコアとするサービス提供能力はそろえておくべきであり、その他については、外部との提携等からスタートすることも可能だろう。

(4) 事業共同体の組織形態

事業共同体には、様々な構成員が参画できることが望ましい。また、利用者が時にサービスの提供者となることが可能となる組織形態が相応しいものとする。これに相当する法人組織としては、一般社団法人若しくはNPO法人が考えられるだろう。

むすび

以上、これまでの協議を踏まえ見解をとりまとめた。区は、事業共同体の結成を希望する事業者等を公募するとしている。公募に当たっては、行政目的を的確に達成し得るよう、この産業振興拠点の趣旨等を十分に伝えるとともに、かつ、実現可能な構想の構築に努めてもらいたい。